

公的研究費の使用に関わる不正防止対策の基本方針ならびに行動規範

特定非営利活動法人 APEX(以下、当団体という)が、文部科学省又は同省が所轄する独立行政法人等から配分される競争的資金をはじめとする公的研究資金の配分を受けて事業を実施する場合の、不正防止対策の基本方針ならびに行動規範を、以下のように定める。

1. 当団体は、国際協力団体として、多数の市民の支援を得ながら、アジアの人々の生活向上や、アジア地域ならびに世界の環境保全に資することを目的に活動していることに鑑み、活動を担う役員や職員は、常に誠心誠意かつ公明正大に活動に取り組み、団体の目的を果たすように努めなければならない。
2. 特に、公的資金の使用に当たっては、少しでも不適切な使用がないよう、細心の注意を払って、これを使用する。
3. 団体との契約や、内部規定は、これを誠実に遵守する。
4. 委託事業や助成事業毎に定められているルールは、マニュアルや手引き等を精読の上、これを誠実に遵守する。
5. 各事業の活動の実務においては、常に能力・専門性の向上をはかりつつ、必要な活動を行い、予算を適確に執行して、当該事業の目的を達成するように努める。
6. 予算を執行した際は、それを示す証拠書類とともに、これを管理者に適確に報告する。
7. コンプライアンス教育等の、公的資金な使用にかかわる研修の機会に積極的に参加し、守るべきルールについて十分な理解を深め、これを遵守する。

以 上

附則

この基本方針ならびに行動規範は、2017年2月13日から有効とする。

A P E X